

訴訟告知書

令和5年11月29日

山口地方裁判所 御中

告知人（被告）代理人

弁護士 野村 雅



同

弁護士 中山 修身



同復代理人

弁護士 今崎 光



同復代理人

弁護士 横澤 秀明



〒753-8501

山口市滝町1番1号

告知人（被告）

山口県知事 村岡 嗣政

〒755-0047

山口県宇部市島一丁目7番13号森ビル3階

野村雅之法律事務所

告知人代理人弁護士

野村 雅之

〒753-0073

山口市春日町2066番1 藩庁門ビル2階

中山・石村法律事務所〔送達場所〕

TEL 083-923-5240

FAX 083-922-8768

告知人代理人弁護士

中山 修身

同復代理人弁護士

今崎 光智

同復代理人弁護士

横澤 秀明

原 告 別紙原告目録のとおり

〒753-8501

山口市滝町1番1号 山口県庁内（秘書課気付）

被告知人

村 岡 嗣 政

〒753-8501

山口市滝町1番1号 山口県庁内（長寿社会課気付）

被告知人

田 中 康 史

〒753-8501

山口市滝町1番1号 山口県庁内（長寿社会課気付）

被告知人

武 林 弘 子

告知人は被告知人らに対して、告知人（被告）山口県知事村岡嗣政、原告小畑太作外7名間の山口地方裁判所令和5年（行ウ）第7号「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件の訴訟を告知する。

告知の理由

- 1 上記訴訟における原告らの請求は、地方自治法242条の2第1項4号本文によるものである。
- 2 上記訴訟において、被告知人らは、被告山口県知事が損害賠償請求又は不当利得返還請求すべき相手方とされているものであり、敗訴した場合、これらの請求を受けることになるものである。
- 3 よって、地方自治法242条の2第7項により、上記訴訟を告知する。

訴訟の程度

上記訴訟においては、令和5年8月7日午前11時に第1回口頭弁論が開かれ、同年12月18日午前11時には、第3回口頭弁論期日が指定されている。

添付書類

- 1 訴訟告知書副本

4通

以上

原告目録

(五十音順)

-
- | | | |
|-----------|----------------------------|-------|
| 〒754-0031 | 山口市小郡新町6-10-28 | 赤間 至 |
| 〒753-0861 | 山口市矢原1015番地 (矢原市営住宅B棟106号) | 麻田 茂樹 |
| 〒755-0055 | 宇部市居能町1-1-11 | 石田 耕一 |
| 〒754-1101 | 山口市秋穂東5922番地 | 江村三和子 |
| 〒755-0031 | 宇部市常盤町一丁目1番12号 | 小畑 太作 |
| 〒755-0026 | 宇部市松山町5丁目7番21号 | 佐々木明美 |
| 〒742-0314 | 岩国市玖珂町1337番地 | 鳥家 治彦 |
| 〒753-0831 | 山口市平井76番地1 (メゾンひろ9号館102号) | 三輪 力也 |